

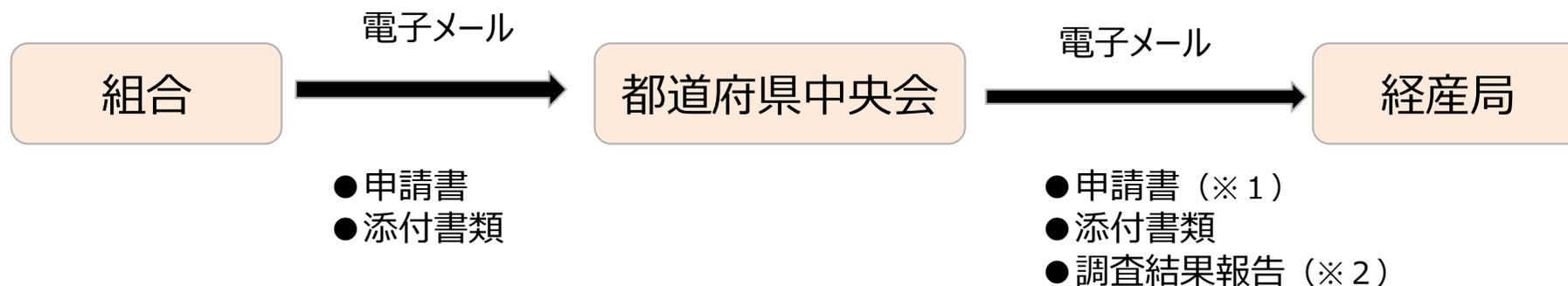
官公需適格組合証明申請のオンライン化について

令和5年4月

中小企業庁事業環境部取引課

1. 概要

- 2023年度中に中小企業庁の全ての行政手続について電子化するという全体方針に基づき、官公需適格組合の証明に関する申請手続についても、**本年7月（第2四半期）からオンライン申請に移行**します。
- これに伴い、証明を受けようとする組合が行う証明の申請、中間資料の提出等、官公需適格組合に関する諸手続については、従来の紙媒体の提出ではなく、**電子メール**にて行います。
- また、この電子化の動きに合わせて、手続フローの見直し、様式の見直し、一部手続の廃止等を行うため、要領等を改正しました。



※1：これまで実施してきた中央会による内容確認後の申請書への追記は廃止になります

※2：現行の要領における「様式3」

2. オンライン化に伴う現行からの主な変更点

- 現行と比較して以下の点などが変更となります。

内容	現行(本年6月まで)	オンライン(本年7月以降)
申請書・届出書	紙での提出	電子メールにPDFファイルを添付して送信
申請手続の流れ	組合が、事実確認の申請を管轄する中央会に行い、その確認を受けた後、組合は改めて証明の申請を管轄する経済産業局に行く [*] 。また、中央会は、事実確認を行った調査内容の報告を経済産業局に行く。	組合が、電子メールにて管轄する中央会に申請を行う。中央会は、事実確認等を行い、申請書類一式を組合にいったん戻すことなく調査結果報告書(現行の要領における様式3)を添えて管轄する経産局に電子メールで送付する。
証明書の交付	紙での交付、押印あり。	当面の間、変更なし。 (紙での交付、押印あり。)

^{*}要領においては、このような形で規定されている。(実態としては、組合にいったん戻すことなく、中央会から経済産業局に送付する形になっているものと認識)

3. 今回改正した要領等の一覧

- ◆ 官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領
（6 1 企庁第 8 3 4 号）
※名称を「官公需適格組合の証明に関する事務処理要領」に改称
- ◆ 官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の運用について
（6 1 企庁第 1 2 4 7 号）
※名称を「官公需適格組合の証明に関する事務処理要領の運用について」に改称
- ◆ 官公需適格組合審査諮問委員会設置規程（6 1 企庁第 1 4 3 7 号）

○官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の一部改正

- ◆ 本要領は、官公需適格組合の証明に関する手続等について定めたもの
- ◆ 紙媒体から電子メールを利用したオンライン申請に切り替えるため、申請フロー等を見直す

1. 主な改正点

(1) 「競争契約参加資格申請書の内容確認」の廃止と要領の名称変更

- 近年、全く手続が発生していない「競争契約参加資格申請」を廃止する
- 要領の名称を「官公需適格組合の証明に関する事務処理要領」とする

(2) 申請フロー等の見直し

- 組合から中央会に提出された申請書類を中央会が確認後、組合に戻すことなく経産局に回付する形に変更
- 申請書類は、紙媒体での提出から電子メールにPDFファイルを添付する方法に変更

(3) 様式の見直し等

- 様式の見直し、組合代表者変更に関する届出の廃止、返納に関する規定と様式を新設 等

2. 施行日

令和5年度第2四半期（令和5年7月1日）から施行する

○官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の運用についての一部改正

- ◆ 本運用通知は、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」の具体的な運用について定めたもの
- ◆ オンライン申請に伴う要領の改正に伴い、本運用通知についても見直しを行う

1. 主な改正点

(1) 「申請書の受理」についての項目を削除

- 今回の要領改正による申請フローの変更に伴うもの

(2) 「申請書類の保存等」についての項目を削除

- 本運用通知において特段の記載がなくとも申請書類を含む関係文書を適切に保存することは当然であるため当項目を削る

(3) 実地調査の明確化

- 今回の要領の改正により、要領において「必要に応じ実地による調査を行う」と明確化したため、本運用通知における「実地の調査を行う事例」は不要となるため削る
- 実地調査のために「審査諮問委員会」に置かれる専門委員について、事実確認全般に主体的に関与している実態を踏まえ、「事実確認等を行うため」に改める

2. 施行日

令和5年度第2四半期（令和5年7月1日）から施行する

○官公需適格組合審査諮問委員会設置規程の一部改正

- ◆ 本設置規程は、工事に係る証明申請についての経産局の審査内容について意見を聴くための委員会の設置とその運営等について定めたもの
- ◆ オンライン申請に伴う要領の改正に伴い、本設置規程についても見直しを行う

1. 主な改正点

(1) 「専門委員」の位置づけの見直し

- 現行においては、「専ら実地の調査を行う」こととしているが、実地の調査のみならず、事実確認全般に主体的に関与している実態を踏まえ、「工事に係る証明申請に対し提出された申請書類の事実確認等を行う」に改める

(2) 事務局に関する規定の見直し

- 委員会の庶務は、「各経済産業局中小企業課が行う」旨、規定しているが、経産局の組織変更の度に本規程の改正を行うのは非効率であるため、「各経済産業局の官公需施策担当課が行う」旨に改める

2. 施行日

令和5年度第2四半期（令和5年7月1日）から施行する

4. 参考資料

- ◆ 官公需適格組合制度について
- ◆ 官公需適格組合申請等のフロー（現行・電子化後）

官公需適格組合制度について①

- 経営規模の小さな中小企業 1 社では受注が難しい高額の場合でも、数社で共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合があります。その対応策の 1 つとして、協同組合等による官公需の共同受注があります。
- 官公需適格組合制度は、中小企業の共同受注を進めるため、一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する制度です。
- 官公需適格組合は、入札参加の際に**特例***の対象となります。
- 「国等の契約の基本方針」において、官公需適格組合の活用を進め、中小企業の受注機会の増大を図ることとしています。

官公需適格組合の数（2023年3月末現在）：914組合

- ・「官公需適格組合名簿」及び「官公需適格組合便覧」を中小企業庁ホームページにて公表しています。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankoju.htm>)

* 特例

- ◆ 証明を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査において、生産・販売高、資本金などについて、組合の数値に組合員の数値を合算される特例があります。
- ◆ 特例を受けることにより、上位の等級に格付けされる可能性があります。

官公需適格組合制度について②

- 「国等の契約の基本方針」に定める措置状況の調査において、国等及び地方公共団体による官公需適格組合との契約実績を調査し、その結果を毎年公表しています。

年度	国等		地方公共団体*	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
平成29年度	2,841	22,377,823	14,106	66,089,448
平成30年度	—	10,631,366	—	100,242,676
令和元年度	5,393	12,771,447	29,176	86,421,872
令和2年度	3,810	12,994,575	30,419	83,077,657
令和3年度	3,765	18,250,397	49,825	134,383,992

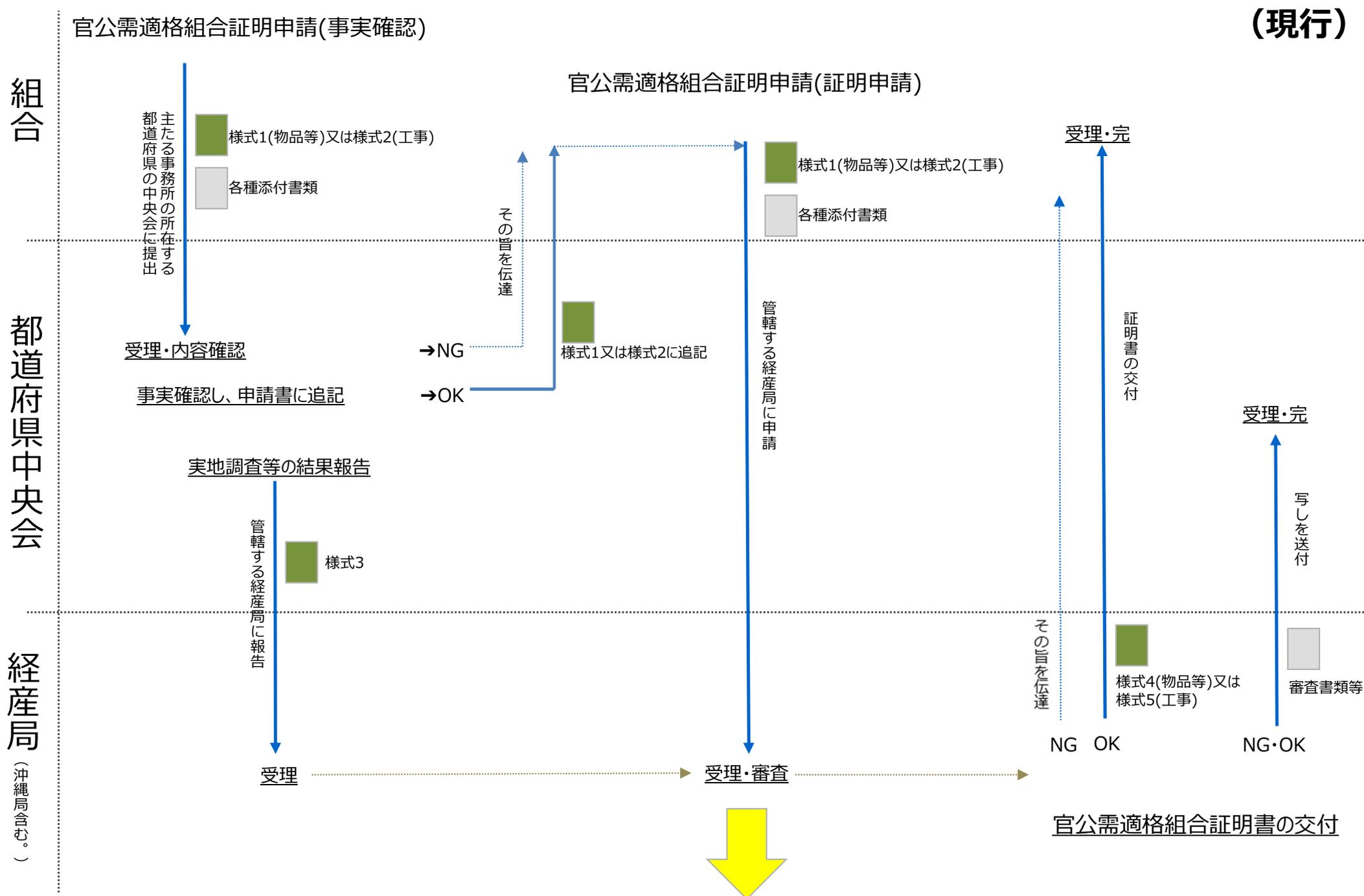
* 地方公共団体の実績は、調査対象である都道府県、人口10万人以上の市及び東京都特別区から回答があった数値を合計したもの。

* 平成30年度は、件数の調査は実施していない。

官公需適格組合申請等のフロー①

官公需適格組合証明申請

(現行)



官公需適格組合申請等のフロー①

官公需適格組合証明申請

(電子化後)

組合

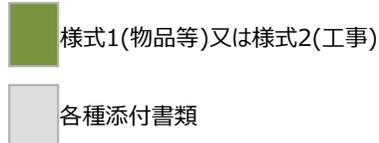
都道府県中央会

経産局

(沖縄局含む)

官公需適格組合証明申請

主たる事務所の所在する
都道府県の中央会へ提出



受理・内容確認

事実確認を実施

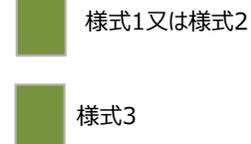
実地調査等の結果報告

その旨を伝達

→NG

→OK

結果報告を添えて管轄する経産局へ回付



受理・審査

受理・完

中央会を經由

その旨を伝達

証明書の交付

様式4(物品等)又は
様式5(工事)

NG OK

官公需適格組合証明書の交付

(現行)

証明書記載事項変更の届出

中間資料の提出

組合

証明書記載事項変更の届出

主たる事務所の所在する
都道府県の中央会に届出

様式任意
①組合の名称
②所在地
③代表者
に変更があった場合に届出

受理・完

証明書記載事項変更の届出

管轄する経産局に届出

様式任意
①組合の名称
②所在地
③代表者
に変更があった場合に届出

受理・完

中間資料の提出

主たる事務所の所在する
都道府県の中央会に届出

①決算関係資料
②収支予算書
③事業計画書
を提出

受理・完

中間資料の提出

管轄する経産局に届出

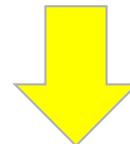
①決算関係資料
②収支予算書
③事業計画書
を提出

受理・完

都道府県中央会

経産局

(沖縄局含む。)



(電子化後)

証明書記載事項変更の届出

中間資料の提出

組合

証明書記載事項変更届出

主たる事務所の所在する
都道府県の中央会に届出

様式6
①組合の名称
②所在地
に変更があった場合に届出

中間資料の提出

主たる事務所の所在する
都道府県の中央会に届出

①決算関係資料
②収支予算書
③事業計画書
を提出

中央会を経由

中央会を経由

都道府県中央会

様式6
①組合の名称
②所在地
に変更があった場合に届出

管轄する経産局に回付

①決算関係資料
②収支予算書
③事業計画書
を提出

管轄する経産局に回付

受理・完

受理・完

経産局

(沖縄局含む。)

